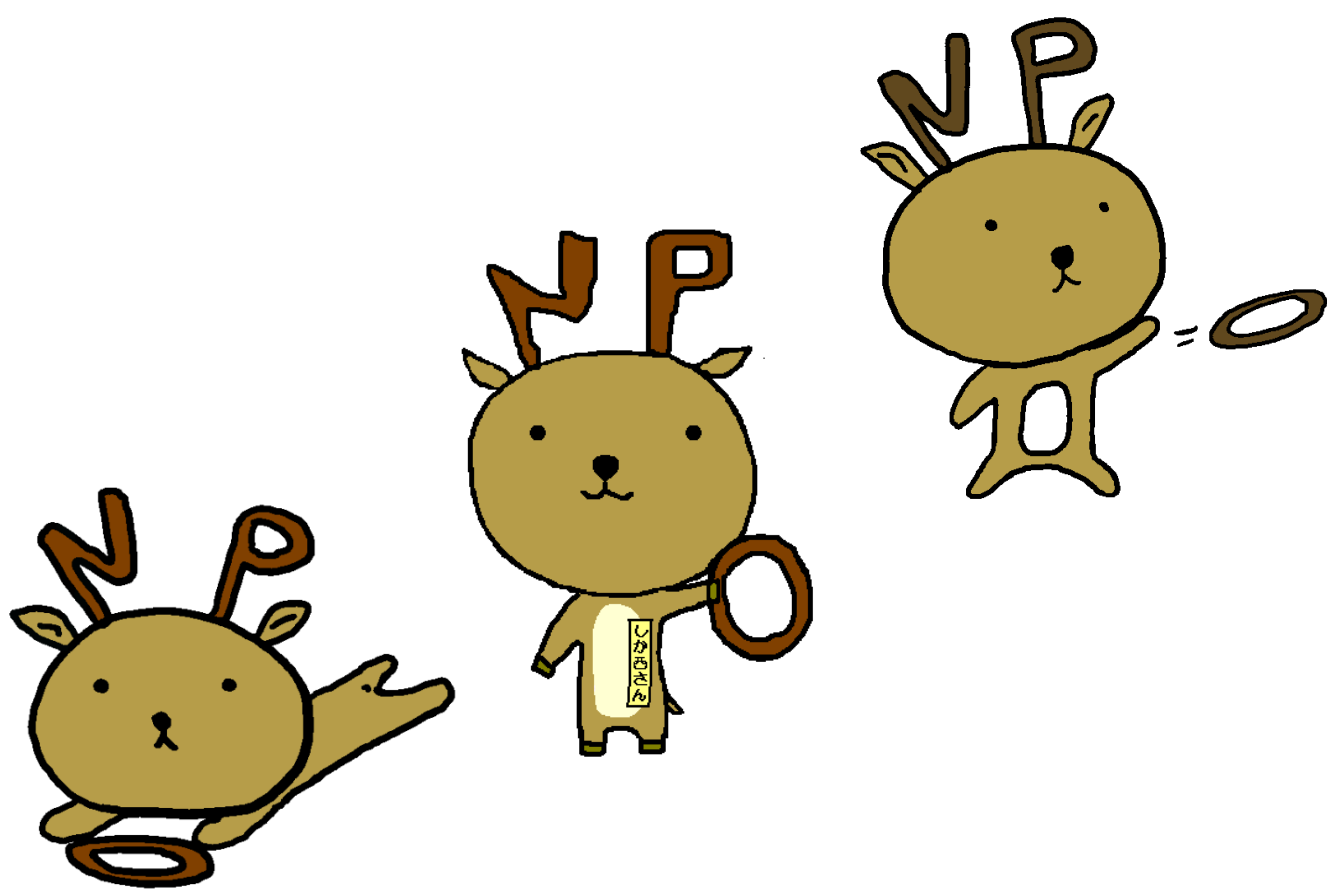


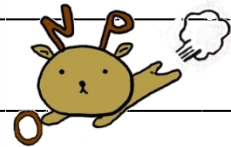
奈良市NPO法人条例指定制度

指定後の手引き



目次

	項
1 市への書類の提出及び閲覧等	1
2 寄付者への必要書類の交付	3
3 更新申出の提出書類一覧	5
4 その他知っておきたいこと	6
4 様式等	8
5 条例・規則	23



指定NPO法人になると、多くの支援者に説明する責任が生じることから、一般のNPO法人に対して義務付けられている所轄庁（奈良県）への事業報告書等の提出以外にも市へ報告する義務があります

指定を受けた団体は、必要な書類を作成し、主たる事務所又はその他市内の事務所のうち当該閲覧を請求した者が選択した事務所において閲覧させなければなりません。

指定を受けた団体は、毎事業年度3か月以内に必要書類を作成し、備え置かなければなりません。

（1）毎事業年度終了後に提出及び閲覧する書類

毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

毎事業年度の提出する書類と別途チェック表等を提出してください。

	提出書類	備置	閲覧	市提出
1	事業報告書等（※1）	○	○	事業年度 終了後 3月以内
2	役員名簿	○	○	
3	定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）	○	○	
4	指定の申出書に添付した指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○	指定申出時
5	寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類	○	○	事業年度 終了後 3月以内
6	前事業年度の役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程	○	○	
7	前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類	○	○	
8	①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他資金に関する事項	○	○	
9	②資産の譲渡等に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項			
10	③次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項			
11	④収益に生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれの第1順位から第5順位までの取引			
12	⑤役員等との取引	○	○	
13	⑥寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊な関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	○	○	
14	⑦給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○	
15	⑧支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	○	○	
16	⑨海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合を除く）におけるその金額及び使途並びにその実施日	○	○	
17	運営組織及び経理に関する基準（表決権に係る部分を除く。）、事業活動に関する基準（事業費に関する部分を除く。）、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	○	○	
18	寄附者名簿（指定申出用）	○	×	指定申出時
19	指定申出書	○	×	
20	指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	○	×	

※1：前事業年度の事業報告書、活動計算書、賃借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員10名以上の者の名簿

※すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります。期限内に提出（所轄庁に受理）がない場合には、指定の更新を受けることができない場合があります。

(2) その都度提出する書類

提出書類	備置	閲覧	市提出
助成金の支給の実績を記載した書類	○	○	支援後遅滞なく
海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときの際の金額・使途・予定日を記載した書類	○	○	送金又は持出し前

(3) 名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業内容等の変更があった時は、事業内容変更届出書を提出する必要があります。

※所轄庁（奈良県）への変更の届出も必要です。

	変更事項	提出書類
①	法人の名称	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容変更届出書 変更後の定款 登記事項証明書の写し
②	事務所の変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容変更届出書 変更後の定款（定款の変更がない場合は不要） 登記事項証明書の写し
③	事業内容の変更	定款に変更があった場合
		定款に変更がない場合
④	代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容変更届出書
⑤	役員の変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容変更届出書 欠格事由チェック表 役員等氏名一覧 変更後の役員名簿
⑥	定款の変更 ※①～③を除く	登記事項に係る変更の場合
		定款変更認証事項の場合（①を除く）
		定款変更届出事項の場合（①を除く）

※合併する場合

手続が必要です。詳細については奈良市市民部地域づくり推進課までお問い合わせください。

2 寄附者への必要書類の交付



市指定のNPO法人は、寄附者へ寄附金控除を受ける際に必要となる「寄附金受領証明書」を交付するとともに、寄附者名簿を作成し保管しておく必要があります。

(1) 寄附金受領証明書

受領証明書には、次の内容を記載する必要があります。

- ①法人名 ②寄附者の住所 ③寄附者の氏名 ④受領した寄附金の額 ⑤寄附金を受領した年月日
- ⑥市民税控除対象となる奈良市の条例個別指定寄付金であること

(2) 寄附者名簿

寄附者名簿については、寄附の受け入れをした事業年度ごとに、寄附者の住所地の市町村別に作成する必要があります。

また、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間保管する必要があります。

なお、県や市町村等からの寄附者名簿の提出を求められたときには、必要な名簿の内容を提出先にご確認の上ご協力くださるようお願いいたします。

(3) 個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴法人に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、奈良市に住所を有する方は個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

$$\text{市民税控除額} = (\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$$

※寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限です。

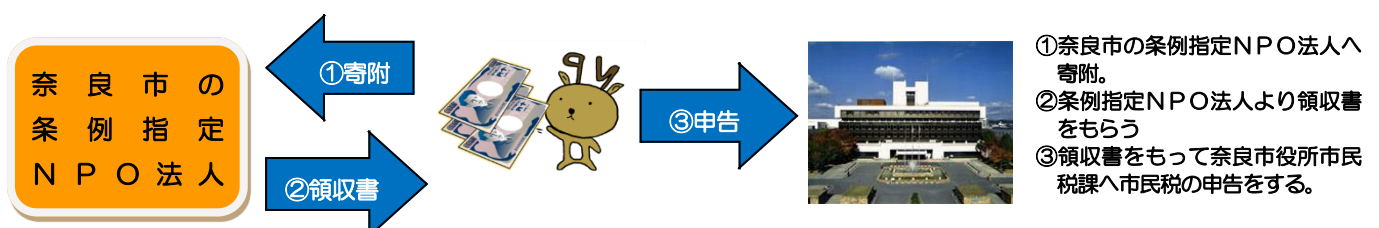
(4) 寄附をしようとする人に対する周知

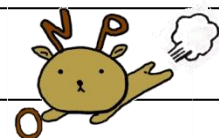
寄附する人が、自ら支出した寄附が個人市民税の寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるように寄附しようとする人に対して案内していただきますようお願いいたします。

○寄附者の手続先

	寄附したNPO法人
	奈良市の指定を受けている場合
申告方法	個人市民税の申告
書類の提出先	市民税課
申込期限	寄附した年の翌年の3月15日
控除の対象	寄附をした年の翌年度の個人市民税

(5) 寄附の流れ





申請書類・添付書類（市HPに指定の様式がございます）		チェック	
指定更新申出書	指定更新申出書	<input type="checkbox"/>	
指定の様式等	指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	<input type="checkbox"/>	
	指定特定非営利活動法人指定申出書及び添付書類一覧（兼チェック表）	<input type="checkbox"/>	
	指定基準等チェック表 （いずれか一つ）	第1表 相対値基準	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(3,000円50人用)	<input type="checkbox"/>
		第1表 絶対値基準(1,000円100人用)	<input type="checkbox"/>
	受け入れた寄附金の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表1（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	社員から受け入れた会費の明細（相対値基準選択の場合）	第1表付表2（相対値基準用）	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表	第2表(ボランティア・協働)	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表(周知)	第3表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（事業の継続）	第4表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（公益性）	第5表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等チェック表（運営・経理）	第6表	<input type="checkbox"/>
	役員 の 状 況	第6表付表1	<input type="checkbox"/>
	帳簿組織の状況	第6表付表2	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表（事業活動）	第7表	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する報酬等の状況	第7表付表1	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する資産の譲渡等の状況	第7表付表2	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表(情報公開)	第8表	<input type="checkbox"/>
	指定基準等のチェック表	第9表・第10表・第11表	<input type="checkbox"/>
	欠格事由チェック表		<input type="checkbox"/>
役員等一覧表		<input type="checkbox"/>	
寄附金を充当する予定の事業内容等		<input type="checkbox"/>	
指定後報告様式 (各年度ごとに5 年分の提出お願 い致します)	法人の概要、事業の概要	<input type="checkbox"/>	
	役員等氏名一覧表	様式①	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する報酬等の状況チェック表	様式②	<input type="checkbox"/>
	役員等に対する資産の譲渡等の状況時チェック表	様式③	<input type="checkbox"/>
	運営組織及び経理に関する基準	様式④	<input type="checkbox"/>
	寄付に関するチェック事項表	様式⑤	<input type="checkbox"/>
	役員 の 状 況	様式⑥	<input type="checkbox"/>
	帳簿組織の状況	様式⑦	<input type="checkbox"/>
	事業活動に関する基準	様式⑧	<input type="checkbox"/>
	情報公開に関する基準	様式⑨	<input type="checkbox"/>
	事業報告書等所轄庁への提出の有無	様式⑩	<input type="checkbox"/>
	欠格事由チェック表	様式⑪	<input type="checkbox"/>

ご自身でご用意していただく書類	チェック
定款	<input type="checkbox"/>
納税証明書	<input type="checkbox"/>
登記全部事項証明書	<input type="checkbox"/>
事業報告書	<input type="checkbox"/>
活動計算書	<input type="checkbox"/>
賃借対照表	<input type="checkbox"/>
財産目録	<input type="checkbox"/>
年間役員名簿	<input type="checkbox"/>



(1) 認定NPO法人の申請について

認定NPO法人の申請の窓口は、奈良県になります。

奈良市の指定NPO法人となったことをPST要件として認定NPO法人の申請をされる場合は、奈良市で条例指定の効力が発生した日以降に行ってください。

また、申請書類については、奈良県の協働推進課へ確認してください。

(2) 奈良県の条例指定NPO法人の申請について

奈良県の条例指定NPO法人の申請の窓口は、奈良県になります。

申請書類については、奈良県の協働推進課へ確認してください。

(3) 更新の手続き

①更新の時期：指定の有効期間（指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過する日）以後、引き続き、指定を受ける場合は、指定から5年を経過する年の7月末までの間に指定の更新の申出をする必要があります。

②実質判定期間：更新の申出前5年間が実績判定期間となります。

(4) 市指定のNPO法人に対する監督等

①報告及び検査

指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人は、その業務若しくは財産の状況に関して報告しなければなりません。

また、市職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとなっています。

②勧告、命令等

市長は、指定特定非営利活動法人について、指定NPO法人についての取消事由いずれか該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます。

市は、勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

③指定の取消し

(1)主たる事務所の所在地が奈良市外に変更になったとき（所轄庁の変更が生じたとき）。

(2)奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（以下「条例」という。）第6条の欠格事由（指定を取り消された場合で、そし効力が生じた日から5年経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき。

(3)偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。

(4)更新申出期間内に、指定の更新の申出をしなかったとき。

(5)指定の更新の申出があった場合において、指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。

(6)合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が条例第4条第

1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないとき。

(7) 正当な理由がなく、命令に従わないとき。

(8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

④指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 条例第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 正当な理由がないのに、条例第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

(3) 条例第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 条例第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

(5) 特定非営利活動促進法第29条又は条例第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(6) 条例第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(7) 法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。





(1) 毎事業年度終了後提出書類

指定特定非営利活動法人の事業報告等の提出書

平成 年 月 日 (あて先) 奈良市長	主たる事務所の所在地	
	(フリガナ)	
	名 称	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	寄附金が控除対象となる期間	事業年度
	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 から
	平成 年 月 日 まで	平成 年 月 日 まで

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例第13条の規定に基づき、以下の書類を提出します。

書 類		チェック欄
1	事業報告書等	
①	事業報告書	<input type="checkbox"/>
②	活動誌	<input type="checkbox"/>
③	賃借料	<input type="checkbox"/>
④	財産目録	<input type="checkbox"/>
⑤	年報	<input type="checkbox"/>
⑥	社団法人以上の者の氏名及び住所等を記載した書類	<input type="checkbox"/>
2	役員名簿	<input type="checkbox"/>
3	定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）	<input type="checkbox"/>
4	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	<input type="checkbox"/>
5	前事業年度の収益の明細等下記の事項を記載した書類	
①	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他資金に関する事項	<input type="checkbox"/>
②	資産の譲渡等に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	<input type="checkbox"/>
③	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項	様式③
③	① 収益に生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれの第1順位から第5順位までの取引	<input type="checkbox"/>
③	② 役員等との取引	<input type="checkbox"/>
④	寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊な関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	様式⑤
⑤	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	様式②
⑥	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	様式③
⑦	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円未満の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	<input type="checkbox"/>
6	運営組織及び経理に関する基準（表決権に係る部分を除く。）、事業活動に関する基準（事業費に関する部分を除く。）、情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	様式④ 様式⑥～⑪

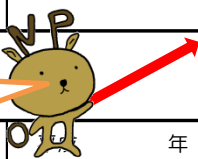
指定特定非営利活動法人の事業報告等の提出書（裏）

【1】法人の概要

フリガナ			
法人名称			
主たる事務所	所持地		
	電話番号	FAX	
上記以外の事務所の所在地			
フリガナ			
代表者氏名			
設立登記年月日	平成	年	月 日
定款に記載された目的			
活動分野 ※主な分野	(特定非営利活動法別表に掲げる活動分野の番号も記載)		
正会員数	人		
事務局体制	有給常勤 人	有給非常勤 人	無給常勤 人 無給非常勤 人
ホームページ			
メールアドレス			

【2】事業の概要

法人の基本情報
を書いてください。



		年 4 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 31 日 まで
収 益		費 用
会 費	円	特定非営利活動に係る事業
寄 附 金	円	事 業 費 円
		管 理 費 円
助 成 金 等	円	その他事業に係る経費
事 業 収 益	円	事 業 費 円
そ の 他 収 益	円	管 理 費 円
合 計	円	合 計 円

(2) 事業の概要

(特定非営利活動に係る主な事業の事業費の大きいもの上位3事業を記載)

	定款上の事業名	事業の概要	金 額
係 特 定 非 営 利 活 動 事 業 に 主 営 な 利 活 動 事 業 に	1		円
	2		円
	3		円
その他事業の概要			円

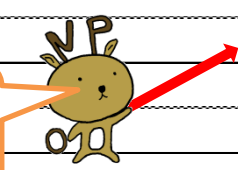
役員等氏名一覧表

法人名	
-----	--

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名 氏名のカナ		生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

様式①は、役員
について記載
してください。



記載された全ての者は、奈良市が、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報その他確認のために必要な情報を奈良県警察本部に照会することについて、同意しています。

年 月 日

所在地 _____

法人の名称 _____

代表者の氏名 _____

役員等に対する報酬等の状況チェック表

法人名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員の親族等(注2)である職員に対する給与の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

給与を得た職員がいなければ0で記載。



「役員等に対する報酬等の状況(第7表付表1)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載ありません。

*指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等チェック表

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等(第7表付表2)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等チェック表2(継紙)

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第7表付表2)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

運営組織及び経理に関する基準

法人名	
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	
ア 役員の数に次の者の数の占める割合が、申出の日において、それぞれ3分の1以下であること ア (1) 役員及びその親族等 ア (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 イ 各社員の表決権が平等であること ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと	チェック欄 <input type="checkbox"/>

ア

	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
区分		①	②	③	④	⑤
	年 月 日 から	人	人	%	人	%
	年 月 日 まで					

※各欄の人数は、「役員状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等である	昨年度
上記を証する書類の名称とその内容等を記入してください。	<input type="checkbox"/> はい
	<input type="checkbox"/> いいえ



項 目	昨年度	
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	昨年度	
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

寄附に関するチェック事項表

法人名	
-----	--

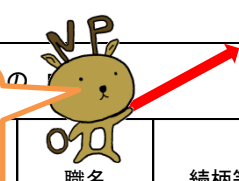
寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊な関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

役員の氏名	役職	寄附金額	受領年月日			
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日
		円	平成	年	月	日

支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

役員 の 状 況

法人名					
役員 数					人
①最も人数が多い「親族等」のグループの人数					人
②最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数					人
<p style="text-align: center;">  </p>					
氏 名		職名	続柄等	就 任 等 の 状 況	
				昨年度	就任・退任 年月日
<p>(注意事項) 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。</p>					

帳簿組織の状況

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

- (記載要領)
- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
 - ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
 - ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
 - ・ 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

事業活動に関する基準

法人名		チェック欄
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		<input type="checkbox"/>

ア

項 目	昨年度	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※「はい」か「いいえ」の口に✓をいれてください。

チェックを入れてください。

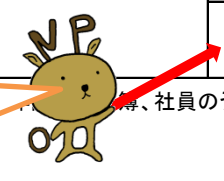


イ

項 目	昨年度	
役員等の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

情報公開に関する基準

法人名		チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input type="checkbox"/>
<p>ア 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類</p> <p>キ 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ア	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	チェックを入れてください。 	
イ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に県に提出した書類の写し		
キ	海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し		

法人名	
-----	--

事業報告書等所轄庁への提出の有無

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により県に提出していること		チェック欄 <input type="checkbox"/>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無 </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">昨年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	昨年度		有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
昨年度								
有	<input type="checkbox"/>							
無	<input type="checkbox"/>							
出年月日	平成 年 月 日	提出						

チェックを入れて、県へ提出した日を記載。

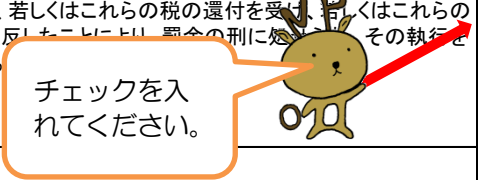


法令違反等に関する基準

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと		チェック欄 <input type="checkbox"/>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無 </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">昨年度</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	昨年度		有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
昨年度								
有	<input type="checkbox"/>							
無	<input type="checkbox"/>							

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		<input type="checkbox"/>
その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの		
1	(1) 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号(第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(3) 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他の不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(4) 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2	第18条第1項各号(第1号に係る部分を除く。)又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当するもの	
	(1) 暴力団	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>(備考)上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください</p>		



欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

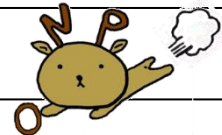
所在地

法人の名称

代表者の氏名

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。



(1) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に必要な基準、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び市内に所在するその他の事務所（以下「その他市内事務所」という。）の所在地

(2) 設立の年月日

(3) 事業の内容

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申出書を提出する特定非営利活動法人が、奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者であり、かつ、市長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。

(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

(2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

3 前項第1号及び次条の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

4 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、申出の日の翌日から起算して1月間、規則で定める場所において、当該申出書及び第2項第2号から第4号までに掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(指定のために必要な基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1) 市内に事務所を有する特定非営利活動法人であること。

(2) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間における経常収入金額（aに掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（bに掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、b及びcに掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が10分の1以上であること。

a 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。aにおいて同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

b 受け入れた寄附金の額の総額（第7号エにおいて「受入寄附金総額」という。）から1者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

c 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第5号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちbに掲げる金額に達するまでの金額

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。(イ)及び(ウ)において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。(イ)において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上であること。

(ウ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が1,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。(ウ)において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に参加したボランティア（その氏名及び住所が明らかな者であって、かつ、報酬を受けないで活動を行ったものに限る。）の延べ人数が100人以上であること。

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に関し、地方公共団体その他の団体と協働した実績が1回以上あること。

(3) その事業活動を広く市民に周知されているかどうかを判断するための基準として、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア その事業活動についてインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公開していること。

イ その事業活動について継続的に会報を発行し、当該会報を会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定める

ものを除く。ウ及び第5号において「会員等」という。)以外の市民にも配布し、又は閲覧させていること。

ウ 各事業年度において、会員等以外の市民を対象とした事業活動に関する催しを4回以上開催していること。

(4) 市内における事業活動が、前条第1項の申出書を提出した日(第11号において「申出日」という。)後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年以上継続すると見込まれること。

(5) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)

イ その便益の及び者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(7) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動(特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。)に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（同条第2項の定款等をいう。以下同じ。）

イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類

(9) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(10) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(11) 申出日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(12) 実績判定期間において、第1号、第3号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号から第10号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第8号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号ア(ア)に規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。

3 市長は、第1項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の意見を聴くものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（欠格事由）

第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。

次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国

税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）

(2) 第18条第1項各号（第1号に係る部分を除く。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（指定の通知等）

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 市内に所在する事務所の所在地

(4) 指定の効力を生じた年月日

(5) 事業の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（名称等の使用制限）

第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（指定の更新の申出）

第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をして、更新を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第3条及び第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）から第7条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

（事業報告書等の閲覧）

第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、

正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

(事業の内容の変更の届出等)

第11条 指定特定非営利活動法人は、その名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 市長は、第1項の届出が指定特定非営利活動法人の名称又は市内に所在する事務所の所在地の変更によるものである場合において、必要があると認めるときは、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

4 市長は、指定特定非営利活動法人の名称、市内に所在する事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項の変更の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の寄附者名簿

(2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

(3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。次条第3項において同じ。)を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日)を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならない。

5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度終了の日から3月の期間の末日までに、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。

3 指定特定非営利活動法人は、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく)、前条第4項の書類を市

長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類(過去3年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第15条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

3 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項、第4条(第1項第11号に係る部分を除く。)、第6条並びに第12条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。

5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第18条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきこと

を命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(指定の取消しのために必要な基準等)

第18条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。

(3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。

(4) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。

(5) 第9条第1項の指定の更新の申出があった場合において、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めるとき。

(6) 第15条第1項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号(第11号を除く。)に掲げる基準に適合しないと市長が認めるとき。

(7) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。

(8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(1) 第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

(3) 第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

(5) 特定非営利活動促進法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(6) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。

4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

(審査委員会)

第19条 この条例に定める基準、手続その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査委員会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力依頼)

第20条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例（平成25年奈良市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申出)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める申出書は、指定申出書（別記第1号様式）とする。

2 条例第3条第2項第4号のその他規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。）

(2) 前事業年度の事業報告書

(3) 活動計算書及び貸借対照表

(4) 財産目録

(5) 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(6) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(7) 条例第3条第2項ただし書に規定する奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者については、奈良県知事又は奈良県内の他市町村から通知された指定特定非営利活動法人の指定の書面の写し

(8) 奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例に基づく指定の申出をしている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例に基づく指定の申出をしている者については、奈良県知事又は奈良県内の他市町村に提出した申出書等の写し

3 条例第3条第4項の規則で定める場所は、市長が指定する場所とする。

(寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件)

第3条 条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(2) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第14条に規定する関係をいう。第7条及び第28条第1項第4号において同じ。）のある者を除く。）の数が20人以上であること。

(総収入金額から控除されるもの)

第4条 条例第4条第1項第2号ア(ア) aに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 国の補助金等(条例第4条第1項第2号ア(ア) aに規定する国の補助金等をいう。以下同じ。)
- (2) 委託の対価としての収入で国等(条例第4条第1項第2号ア(ア) aに規定する国等をいう。)から支払われるもの
- (3) 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- (4) 資産の売却による収入で臨時的なもの
- (5) 遺贈(贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含む。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生じる贈与を除く。)により受け入れた寄附金のうち、1者当たり基準限度超過額(条例第4条第1項第2号ア(ア) bに規定する1者当たり基準限度超過額をいう。第6条第1号において同じ。)に相当する部分
- (6) 実績判定期間(条例第3条第3項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。)における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- (7) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金(同一の者からの寄附金のうち1者当たり基準限度となる金額)

第5条 条例第4条第1項第2号ア(ア) bに規定する規則で定める金額は、同号ア(ア) bに規定する受入寄附金総額の100分の10(寄附者が法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第77条各号に掲げる法人、認定特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。))又は指定特定非営利活動法人(条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。))である場合にあっては、受入寄附金総額の100分の50)に相当する金額とする。

(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)

第6条 条例第4条第1項第2号ア(ア) bに規定する規則で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 受け入れた寄附金のうち1者当たり基準限度超過額
- (2) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たない場合の当該合計額
- (3) 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額(役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例)

第7条 条例第4条第1項第2号ア(ア) a及びbに掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第8条 条例第4条第1項第2号ア(イ)及び(ウ)の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(会員に類するもの)

第9条 条例第4条第1項第3号イに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等(条例第4条第1項第5号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。)を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- (2) 当該申出に係る特定非営利活動法人の役員(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)

第10条 条例第4条第1項第3号イに規定する当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該申出に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申出に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

(事業活動のうちその対象が会員等である活動等の占める割合)

第11条 条例第4条第1項第5号に規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動)

第12条 条例第4条第1項第5号アに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね100分の10程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生じる費用でその実費に相当する額(次号において「付随費用の実費相当額」という。)以下のものを会員等(条例第4条第1項第3号イに規定する会員等をいう。以下同じ。)から得て行うもの

(2) 当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

(3) 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人若しくは指定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。)に対する助成

(その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動)

第13条 条例第4条第1項第5号イに規定する規則で定めるものは、前条第3号に掲げる活動とする。

(特殊の関係)

第14条 条例第4条第1項第6号ア(ア)に規定する規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

(1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

(2) 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

(3) 前2号に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(特定の法人との関係)

第15条 条例第4条第1項第6号ア(イ)に規定する規則で定める関係は、一の者(法人に限る。)が法人の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係(以下この条において「直接支配関係」という。)とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

(役員又は使用人である者との特殊の関係)

第16条 条例第4条第1項第6号ア(イ)に規定する規則で定める特殊の関係は、第14条第2号中「役員」

とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定)

第17条 条例第4条第1項第6号アに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

(取引の記録並びに帳簿及び書類の保存)

第18条 条例第4条第1項第6号ウの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

(不適正な経理)

第19条 条例第4条第1項第6号エに規定する規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係)

第20条 条例第4条第1項第7号イに規定する規則で定める特殊の関係は、第14条第2号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第21条 条例第4条第1項第7号イに規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第28条第1項第3号イにおいて同じ。)に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- (2) 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- (3) 役員等に対し役員を選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- (4) 営利を目的とした事業を行う者、条例第4条第1項第7号ア(ア)、(イ)若しくは(ウ)に掲げる活動を行う者又は同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第22条 条例第4条第1項第7号ウに規定する規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等)

第23条 条例第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における条例第4条第1項第2号ア(ア)に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号ア(ア) bに掲げる金額に達するまでの金額は、同号ア(ア)に規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号ア(ア)に規定する経常収入金額に含めるものとする。

(合併特定非営利活動法人に関する条例第3条及び第4条の規定の適用)

第24条 条例第3条第1項の申出書を提出しようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利

活動法人で当該申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用については、条例第3条第3項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、条例第4条第1項第11号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき条例第4条第1項第2号、第5号、第7号ウ及びエ並びに第12号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第2号、第5号並びに第7号ウ及びエに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

(2) 条例第4条第1項第12号（同項第8号イに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

(3) 条例第4条第1項第12号（同項第8号イに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前2項の規定は、条例第3条第1項の申出書を提出しようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で当該申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び条例第4条の規定の適用について準用する。この場合において、第1項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「第1項の申出書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（控除対象期間の公示）

第25条 条例第7条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人の市民税の税額控除の対象となる期間とする。

（指定の更新の申出）

第26条 条例第9条第1項に規定する規則で定める期間は、指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（同条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過する日の9月前から5月前までの間とする。

2 条例第9条第2項において準用する条例第3条第1項の規則で定める申出書は、指定更新申出書（別記第2号様式）とする。

3 第2条（第1項を除く。）から前条まで（第24条第2項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定は、条例第9条第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第24条第1項中「と、条例第4条第1項第11号中「その設立の日」とあるのは「当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「とする」と、同条第2項中「条例第4条第1項第2号、第5号、第7号ウ及びエ並びに第12号」とあるのは「条例第9条第2項において準用する条例第4条第1項第2号、第5号並びに第7号ウ及びエ」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条第2項において準用する第1項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（事業の内容の変更の届出）

第27条 条例第11条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 代表者の氏名

- (2) 定款
- (3) 役員

2 条例第11条第1項の規定による届出は、事業内容変更届出書（別記第3号様式）によらなければならない。

（指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第28条 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生じる取引及び費用の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - イ 役員等との取引
- (4) 寄附者（当該指定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 条例第12条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第1項第6号（イに係る部分を除く。）、第7号ア及びイ、第8号並びに第10号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

（役員報酬規程等の公開の用に供する書類の提出）

第29条 条例第14条の閲覧又は謄写の用に供するため、指定特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、条例第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を作成したときは、条例第13条第1項の規定による提出時に併せて、それらの書類の写しを市長に提出しなければならない。

2 条例第14条の閲覧又は謄写の用に供するため、指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったとき又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、条例第13条第2項又は第3項の規定による提出時に併せて、条例第12条第3項又は第4項の書類の写しを市長に提出しなければならない。

（合併の届出）

第30条 条例第15条第1項の規定による届出は、合併届出書（別記第4号様式）によらなければならない。

（指定特定非営利活動法人の合併に関する技術的読替え等）

第31条 条例第15条第4項の規定による必要な技術的な読み替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第3条第2項	前項の申出書	第15条第1項の規定による届出
条例第3条第3項	指定を受けようとする特定非営利活動法人の	合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち

	5年（指定を受けたことのない 特定非営利活動法人が指定を 受けようとする場合にあって は、2年）	2年
	各事業年度	合併後存続する特定非営利活動法人又 は合併によって消滅する各特定非営利 活動法人の各事業年度
条例第4条第1項	前条第1項の申出書を提出し た	第15条第1項の届出に係る合併後存続 する特定非営利活動法人又は合併によ って設立した
	認める	認める場合で、指定特定非営利活動法人 を定める条例に規定する事項を変更す る必要がある
	特定非営利活動法人について、 指定	変更
条例第4条第1項第2号 ア(イ)及び(ウ)並びに同項 第3号イ	当該申出に係る	合併後存続する特定非営利活動法人又 は合併によって設立した
条例第4条第1項第4号	前条第1項の申出書を提出し た日（第11号において「申出 日」という。）	特定非営利活動促進法第34条第3項の 認証があった日
第4条第2項	前条第1項の申出書を提出し た	第15条第1項の届出に係る合併後存続 する特定非営利活動法人又は合併によ って設立する
条例第6条	特定非営利活動法人	第15条第1項の届出に係る合併後存続 する特定非営利活動法人又は合併によ って設立した特定非営利活動法人
	指定のために	指定特定非営利活動法人を定める条例 に規定する事項の変更のために
条例第12条第1項	指定特定非営利活動法人	第15条第1項の届出に係る合併後存続 する特定非営利活動法人又は合併によ って設立した特定非営利活動法人
	指定を受けた	特定非営利活動促進法第34条第3項の 認証があった

2 条例第15条第4項の規定により条例第3条第3項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき条例第15条第4項において準用する条例第4条第1項第2号、第5号、第7号ウ及びエ並びに第12号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第15条第4項において準用する条例第4条第1項第2号、第5号並びに第7号ウ及びエに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
- (2) 条例第15条第4項において準用する条例第4条第1項第12号（同項第8号イに係る部分を除く。）

に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

- (3) 条例第15条第4項において準用する条例第4条第1項第12号(同項第8号イに係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて判定すること。

(合併の届出に関する規定の準用)

第32条 第2条(第1項及び第3項を除く。)から第23条までの規定は、条例第15条第1項の合併の届出について準用する。この場合において、第2条第2項第8号中「指定の申出」とあるのは「指定の申出又は合併の届出」と、「申出書」とあるのは「申出書又は届出書」と、第9条から第12条まで及び第22条中「当該申出に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、第23条中「第3条第1項の申出書を提出した」とあるのは「第15条第1項の届出に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、それぞれ読み替えるものとする。

(身分証明書)

第33条 条例第16条第6項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第5号様式)とする。

(審査委員会)

第34条 奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 5 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審査の対象となる特定非営利活動法人に特別の利害関係を有する委員は、当該法人に係る審査に参加することができない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 審査委員会の庶務は、協働推進課において処理する。
- 10 前各項に規定するもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

